

平成21年度東京都予算の見積方針のポイント

平成21年度予算の位置づけ

税収減が確実に見込まれる中であっても、将来の東京の継続的發展に不可欠な取組を進めるとともに、現在の都民生活を脅かす課題に適時適切に対応していく予算

基本方針

「10年後の東京」の実現に向けた取組を始めとする将来の東京を見据えた施策を着実に実施するとともに、都民が抱える様々な不安を払拭し、都政が直面する諸課題に的確に対応すること

都民の税金を最大限効率的に活用するという認識の下、執行体制も含めて厳しく事業の有効性を検証した上で、事業の着実な実施にも配慮して、より実効性の高い施策を構築すること

ポイント

【将来の東京を見据えた施策の推進と直面する諸課題への対応】

「10年後の東京」の実現に向けた取組の継続、経済面や安全面の不安解消など

【都財政をめぐる環境】

景気の減速傾向と法人事業税の暫定措置（暫定措置の21年度影響額： 2,800億円）

【安定的な財政運営と質の高い都民サービスの提供】

財政再建の中で培ってきた財政の対応力を最大限活用
各局の主体的な事後検証を通じ、実効性の高い施策構築
多様な雇用形態を活用し、スリムで機能的な執行体制を構築

「今後の財政運営の指針」に基づき、ゼロシーリングの継続を基本

日程

10月下旬 各局からの予算要求締切り

1月中旬 21年度予算原案発表予定

問合わせ先

財務局主計部財政課

電話 03-5388-2669

平成 20 年 7 月 31 日

殿

東京都副知事

谷 川 健 次

菅 原 秀 夫

山 口 一 久

猪 瀬 直 樹

平成 21 年度予算の見積りについて（依命通達）

都財政は、長らく続いた財政の危機的状況を脱し、将来に向けて東京を 21 世紀の都市モデルにすべく、地球環境対策をはじめとした本格的な取組を始めている。この取組は、東京が東京としてのダイナミズムを維持するために不可欠なものである。同時に今日、都民は、物価高騰や食への信頼の低下などにより経済面や安全面において不安を抱いており、都政がこれにどう応えるのかも問われている。

一方、都財政をめぐる環境は、明らかに悪化の方向に転じていることも認識しなければならない。景気の減速傾向が加速する中、今年度の都税収入は、法人二税が前年度を下回る可能性が高まっており、さらに来年度、法人事業税の不合理な暫定措置による 2,800 億円の税収減が現実のものになることを考慮すれば、平成 21 年度の都財政は、6 年ぶりに大幅な収入の減少を覚悟せざるを得

ない状況にある。

今日の都政に求められている課題は、これら財政環境の変化の中にあっても、いかにして東京の将来を見据えた施策と現下の都民生活を守る施策の両方を、確実かつ継続的に実施し都民の期待に応えるかという点にある。

そのためには、まずこれまで財政再建の中で培ってきた財政の対応力を最大限活用し、必要な施策を着実に実施するに足る財源を確保することで、財政の安定性、継続性を持続していく必要がある。

同時に、一つひとつの施策内容において、効率的で無駄のない有効な施策を構築、実施することにより、質の高い都民サービスを提供していく不断の取組が不可欠である。東京発の新たな公会計制度や昨年スタートした予算編成手法の改革をさらに発展させ、各局の主体的な事後検証を基に予算の立案段階から庁内での議論を一層深め、現場に即したより実効性の高い施策へ磨き上げ、それらを着実に執行していくことがより一層重要となってきているのである。

平成 21 年度予算は、税収減が確実に見込まれる中にあっても、将来の東京の継続的発展に不可欠な取組を進めるとともに、現在の都民生活を脅かす課題に適時適切に対応していく予算として、

第一に、「10 年後の東京」の実現に向けた取組を始めとする将来の東京を見据えた施策を着実に実施するとともに、都民が抱える様々な不安を払拭し、都政が直面する諸課題に的確に対応すること。

第二に、都民の税金を最大限効率的に活用するという認識の下、執行体制も含めて厳しく事業の有効性を検証した上で、事業の着実な実施にも配慮して、より実効性の高い施策を構築すること。

を基本として編成することとする。

したがって、平成 21 年度予算の見積りに当たり、各局は、この基本方針の下、下記により予算見積書を作成し、別に定める期日までに提出されたい。

この旨、命によって通達する。

記

1 平成 21 年度予算は、将来の東京を見据えた施策と直面する現下の諸課題への対応を着実に進めるとともに、施策の実効性を高める取組を強化していくため、以下に掲げる方針に基づき、経費の見積りを行うこと。

(1) 都の行うすべての施策及びその実施体制について、引き続き制度や事務事業の根本に立ち返って、施策の見直し・再構築を図ること。

また、経費の見積りに当たっては、最少のコストで最大のサービスを目指し、民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、引き続きコストの縮減を図るとともに、過去の決算や執行状況について十分な分析・検証を行い、事業の評価を踏まえた見積りとすること。

(2) 「10 年後の東京」への実行プログラム 2009 (仮称) については、「10 年後の東京」への実行プログラム 2009 (仮称) 策定方針 (平成 20 年 7 月 31 日付 20 知計計第 69 号) に基づき、「10 年後の東京」で掲げた目標の着実な推進を図るため、重点事業の検証や今後の施策展開に対する事業の実効性等を十分に踏まえ、案を作成し、必要な経費を要求すること。

(3) 経費については、別紙の基準に基づき区分し、所要額を見積もること。

なお、特例的取扱いを別紙のとおり定めるので、各局において、事業の見直しや歳入の確保などを積極的に行うこと。

ア 義務的経費については、規模・単価等積算根拠を十分に精査した上、必要な所要額を算定し、これを見積額とすること。

イ 自律的経費については、経常的・定型的な事業に対し、各局が分析・検証を通じた自主的・自律的な見直し・再構築を行い、各局の責任において経費を十分精査した上、原則として平成 20 年度予算額の範囲内で所要額を見積もること。

ウ 政策的経費については、事業の必要性などの検証をあらゆる角度から徹底して行うとともに、全体計画など後年度の負担を十分精査した上で、必要な経費を適切に見積もること。

なお、原則として平成 20 年度予算額の範囲内とするが、これにより難しいときは、事前に財務局と協議の上、必要な経費を要求すること。

エ 指定事業については、別途財務局が指定することとし、規模・単価等積算根拠を十分に精査し、事前に財務局と調整の上、必要な所要額を算定し、これを見積額とすること。

(4) 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性などを厳しく見極めるとともに、施策のスクラップ・アンド・ビルドの観点から、既存事業の見直し・再構築を前提として経費を見積もること。

また、新規事業については、原則として期限を設定して要求すること。

さらに、既存事業の要求に当たっても、可能な限りその終期を明記すること。

2 職員定数については、行財政改革実行プログラムにおける定数削減目標の着実な達成に向け、組織と定数の一体的管理を推進し、事務事業の見直しや、アウトソーシングの推進など、業務執行方法の改善を進めることにより、削減を図ること。

あわせて、業務を着実に遂行する観点から、多様な雇用形態も積極的に活用しながら、スリムで機能性の高い強堅な執行体制を構築すること。

3 東京都監理団体（以下「団体」という。）については、指定管理者制度の導入や公益法人制度改革など、団体を取り巻く環境が変化する中で、その存在意義を検証し、あり方や事業について不断の見直しを行うとともに、一層の効率性・公益性の発揮に向けて経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。

特に、団体に対する財政支出については、経営の効率化及び自立化を促進する観点から、補助及び委託の内容、方法など必要な見直しを行った上で、所要額を見積もること。

4 各種補助金については、時代状況の変化を踏まえた必要性の検証、区市町村や民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分に精査・検証し、積極的に見直すこと。

また、都から区市町村への財政支援については、地方分権を推進する観点から、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図るという視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図ること。

5 庁舎など施設の新築、改築及び耐震化等については、大規模施設等の改築・

改修に関する実施方針を踏まえ、あらゆる施設について、事業のあり方などを改めて十分精査した上で、所要額を見積もること。

事業用地の先行取得については、事業そのものの必要性などを十分検証した上で要求すること。

また、施設の管理運営等において、既存施設も含め、民間活力を適正かつ積極的に活用するなど、効率的な執行体制の実現に努めること。

6 情報システムについては、住民サービスの向上と業務改革の視点から、費用対効果を検証し、有効性に乏しいシステムは廃止を含め抜本的に見直すこととし、効率的なシステム運用を行うこと。

また、その経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、業務改善の視点に立ち、対象業務を精査した上で、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

7 歳入の見積りに当たっては、財源を的確に把握し、更なる収入確保を図ること。

(1) 都税収入については、引き続き徴税努力を行い、徴収率の一層の向上を図ることにより、収入の確保に努めること。

(2) 国庫支出金については、国の予算編成の動向を踏まえつつ、都の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、積極的な確保に努めること。

(3) 使用料及手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から、原価計算に基づき見直しを行うこと。

(4) 財産収入については、未利用財産の活用などを積極的に進め、収入の確保に努めること。

(5) 貸付金に係る元利収入などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ることにより、収入の確保に努めること。

(6) 集中的・重点的な財源投入により、積極的に施策展開を行う取組については、充当可能な基金の活用を図ること。

8 公営企業管理者にあつては、所管事業の経営状況を的確に踏まえ、更なる企業努力の徹底により、事務事業や執行体制を厳しく見直し、職員定数の削減を一層強化するなど、経費を十分に精査し、知事部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

別紙

区 分	経 費 の 内 容
義務的経費	<p>予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、基礎的計数の精査により経費が積算されるもの</p> <p>給与関係費（時間外勤務手当等を除く。）</p> <p>公債費及び過年度分利子補給経費</p> <p>税連動経費及びこれに準ずる経費</p>
自律的経費	<p>予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、各局がその責任において自律的に取り組むべき事務事業に要する経費</p> <p>管理事務費、施設運営事務費、維持管理費（情報システム経費を含む。）、法令運用事務経費、その他経常的・定型的な経費</p> <p>投資的経費のうち、その内容が経常的・維持補修的なもの</p>
政策的経費	<p>事務事業の構築や予算額の算定に当たって、政策的判断を要する経費</p>
指定事業	<p>一定以上の規模を有し、その性質上シーリングになじまないと考えられる事業のうち、別途財務局が指定するもの</p>

【特例的取扱い】

特定財源が事業費と同額又はこれを上回る事業については、シーリングの枠外とすることができる。

特定財源が確実に増となると見込まれることにより、一般財源が前年度

と同額又はこれを下回る事業については、シーリングの枠外とすることができる。

人員削減を伴う事業の見直しを行った場合には、人件費を含めた事業見直しによる効果分について、シーリングによる削減分として取り扱うことができる。

主要施設改築・改修計画（仮称）に位置づけることが見込まれる施設の建設等にかかる経費については、シーリングの枠外とすることができる。